

正 誤

令和四年四月二十二日（号外第八十九号）国土交通省告示第五百二十六号（船舶安全法第二十九条ノ第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件）

（原稿誤り）

二八ページ上段終りから一四行目の「検査」は「証書発給」の誤り。  
同ページ上段終りから二行目の前に次を加える。

本部 管理センター	東京都千代田区紀尾井町 4 番 7 号
本部 管理センター別館	東京都千代田区紀尾井町 3 番 3 号
本部 情報センター	千葉県千葉市緑区大野台一丁目 8 番の 5

同ページ上段終りから五行目を削除する。

同ページ下段六行目から八行目を削除する。

二九ページ上段一行目から五行目を削除する。

同ページ上段一〇行目から一五行目を削除する。

同ページ上段一八行目から二四行目を削除する。

同ページ上段終りから一四行目から九行目を削除する。

同ページ下段一行目から三行目を削除する。

同ページ下段一行目から一四行目を削除する。

同ページ下段二行目の次に次を加える。

GDANSK OFFICE (グダツク事務所)	ul. Gniha 2, 80-847 Gdansk, REPUBLIC OF POLAND
-------------------------	--

同ページ下段終りから二行目から九行目を削除する。

三〇ページ上段一行目から三行目を削除する。

同ページ上段終りから一七行目から一四行目を削除する。

同日（同号外）国土交通省告示第五百二十七号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき船級協会の登録を更新した件）

（原稿誤り）

三〇ページ下段終りから一四行目の前に次を加える。

BUSAN OFFICE SEOUL SUB-OFFICE (釜山事務所ソウル出張所)	20, Mugyo-ro, Jung-gu, Seoul, REPUBLIC OF KOREA
---	---

三二ページ上段六行目の次に次を加える。

GDANSK OFFICE (グダツク事務所)	ul. Gniha 2, 80-847 Gdansk, REPUBLIC OF POLAND
-------------------------	--